

E i w a N e w s

給与所得の源泉徴収票に係るみなし提出の特例と令和 8 年分の路線価

令和 8 年 7 月
(No. 252)

令和 5 年度税制改正により、令和 9 年 1 月 1 日以後に提出すべき給与所得の源泉徴収票について、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、みなし提出の特例が創設されました。当該特例について令和 8 年 4 月に国税庁から Q&A が公表されましたので、今回は給与所得の源泉徴収票に係るみなし提出の特例、および 7 月 1 日に公表された令和 8 年分の路線価についてご紹介します。

[1] 給与所得の源泉徴収票に係るみなし提出の特例

(1) 概要

令和 9 年 1 月 1 日以後に提出すべき給与所得の源泉徴収票（令和 8 年分以後の給与所得の源泉徴収票）は、給与支払報告書を市区町村に提出した場合には、税務署へ源泉徴収票を提出したとみなされ提出が不要となります。給与支払報告書の提出方法は、電子的提出又は書面提出のいずれの方法（※）でも構いません。

（※）令和 9 年 1 月 1 日以後に税務署へ提出すべき法定調書については、前々年に提出すべきであった枚数が 30 枚以上（改正前：100 枚以上）の場合は、e-Tax 等で電子的提出を行う義務があります。なお、給与所得の源泉徴収票が電子的提出義務の対象となった場合は、市区町村へ提出する給与支払報告書も eLTAX 等で電子的提出を行う義務がありますのでご注意ください。

(2) 令和 8 年中の中途退職者に係るみなし提出の特例の取り扱い

中途退職者分の給与所得の源泉徴収票の提出期限については退職の日以後 1 ヶ月以内とされていますが、運用上の取り扱いにより他の給与とまとめて翌年 1 月末までに提出することも認められているため、その場合には、令和 9 年 1 月 1 日以後に提出すべきものとして、みなし提出の特例の対象となります。

(3) 給与所得の源泉徴収票の提出範囲の改正

みなし提出の特例の創設に伴い、税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲がすべての給与（年 30 万円以下の中途退職者分を除く）へと改正され、給与支払報告書の提出範囲と同じになります。

ただし、上記（※）の電子的提出義務については、令和 9 年 1 月 1 日以後も従来通り改正前の提出範囲で税務署に提出すべきであった源泉徴収票の枚数により判定します。

(4) 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表について

みなし提出の特例により税務署へ給与所得の源泉徴収票の提出が不要となるため、当該合計表の提出も不要となります。ただし、当該合計表は 6 種類の法定調書の兼用様式であるため、退職所得や報酬等の他の法定調書の提出をするときは、引き続き当該合計表の提出が必要となります。その際は、給与所得の源泉徴収票に係る記載は不要となります。

[2] 令和 8 年分の路線価公表

路線価は、各国税局が算定する 1 平方メートル当たりの土地の評価額をいい、相続税や贈与税を計算する上で必要な指標です。

また、これは一般的に実際の取引価格の 8 割程度であると言われています。

主な都市部の最高路線価は以下の通りです。

全国の最高路線価地点は、41 年連続で東京都中央区銀座 5 丁目銀座中央通り（鳩居堂前）で 1 平方メートル当たり 5,336 万円、4 年連続での上昇（前年比 528 万円増、上昇率 11%）となりました。

都道府県庁所在都市の最高路線価は、佐賀、盛岡、奈良をはじめとする 44 都市で上昇となり、上昇した都市が前年より 9 都市増加し、下落した都市は 0 でした。

(1 m²当たり)

最高路線価の所在地	最高路線価		対前年変動率	
	令和 8 年分	令和 7 年分	令和 8 年分	令和 7 年分
	千円	千円	%	%
札幌(中央区北 5 条西 3 丁目 札幌停車場線通り)	8,320	7,740	7.5	6.3
仙台(青葉区中央 1 丁目 青葉通り)	3,740	3,700	1.1	1.9
さいたま(大宮区桜木町 2 丁目 大宮駅西口駅前ロータリー)	6,660	5,920	12.5	11.9
千葉(中央区富士見 2 丁目 千葉駅東口駅前広場)	2,690	2,480	8.5	11.2
東京(中央区銀座 5 丁目 銀座中央通り)	53,360	48,080	11.0	8.7
横浜(西区南幸 1 丁目 横浜駅西口バスターミナル前通り)	17,600	17,200	2.3	1.4
名古屋(中村区名駅 1 丁目 名駅通り)	13,040	12,880	1.2	0.0
京都(下京区四条通寺町東入 2 丁目御旅町 四条通)	9,110	8,320	9.5	10.6
大阪(北区角田町 御堂筋)	21,200	20,880	1.5	3.2
神戸(中央区三宮町 1 丁目 三宮センター街)	6,400	5,840	9.6	9.8
広島(中区胡町 相生通り)	3,880	3,710	4.6	3.9
福岡(中央区天神 2 丁目 渡辺通り)	9,920	9,680	2.5	2.5
熊本(中央区手取本町 下通りアーケード)	2,140	2,100	1.9	1.9

全国の路線価は、平成 30 年分から令和 8 年分につき、国税庁ホームページの『財産評価基準書 路線価図・評価倍率表』のページ(<https://www.rosenka.nta.go.jp>)で、閲覧することができます。

また、令和 8 年分の路線価によるご自宅や会社の土地等の評価額については、弊事務所の担当者にお気軽にお問い合わせください。